

※本仕様書に記載されている組織名称の一部は、令和 7 年 4 月の契約時には変更となる。

電子顕微鏡保守等仕様書

1. 保守等対象機器

番号	品名	型式	数量
①	日本電子社製走査電子顕微鏡	JSM-6700F 型	1
②	JMS-6700F 型用冷却水循環装置	JK-15A1S	1
③	JSM-6700F 型用臨界点乾燥装置	JCPD-5	1
④	日本電子社製透過電子顕微鏡	JEM-1400 型	1

※③は法定点検のみとし保守を含まないものとする。

2. 履行場所

東京都武蔵村山市学園 4－7－1
国立感染症研究所 村山庁舎

3. 履行期間

本契約の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4. 保守内容

- (1) 年 1 回の保守点検を行う。
点検事項は別添の定期保守点検表に基づくものとする。
- (2) 装置に故障が発生した場合、速やかにその修理を行う。
- (3) 保守対応を行う時間は原則として土曜、日曜、年末年始、国民の祝日及び休日を
除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 保守点検整備業務にあたって、技術員を派遣し、業務完了後速やかに作業報告書を
提出し、審査を受ける。
- (5) 保守点検整備費には工費、消耗品費、諸経費を含めるものとする。
- (6) 次の事由によって生じる修理及び、点検調整は保守契約に含めないものとする。
 - ① 修理に伴う部品費、消耗雑材費（JSM-6700F については消耗品および 50,000 円を
超えない部品、ユニットを除く）
 - ② 4 回目以降の修理に必要な消耗品、諸経費等
 - ③ 感染研の要求による装置の仕様変更、改造
 - ④ 装置の移設作業
 - ⑤ 装置のオーバーホールまたは、これに準じる作業
 - ⑥ 契約時間外の保守作業
 - ⑦ 取扱説明書に記載された使用方法および、注意事項を逸脱した取り扱いに起因
する故障
 - ⑧ 地震、水害等の天災を原因とする故障
 - ⑨ ベークアウト作業

5. その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議し決定するものとする。